

当院の施設基準ご案内

当院では、下記の事項について、厚生労働省中国四国厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

地域歯科診療支援病院歯科初診料

歯科外来診療医療安全対策加算2

歯科外来診療感染対策加算3

緊急時は連携保険医療機関である

マツダ株式会社マツダ病院 医科 にて対応いたします

緊急時における対策として以下の機器を設置し対応しています

- 自動体外式除細動器（AED）
- 経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- 酸素（人工呼吸・酸素吸入用）
- 血圧計
- 救急蘇生セット
- 歯科用吸引装置

緊急時には電話等により連携保険医療機関に連絡を取り速やかに対応します
患者さんと協力して歯の病気の継続管理に努めています

院内感染予防対策

以下の機器を使用し、洗浄・滅菌処理を行っています

- 紫外線殺菌装置「キャピオⅡ」
- 紫外線殺菌装置「P.S.ニューテラックス」
- 超音波消毒器「ウルトラソニッククリーナー」
- オートクレーブ「クラスBオートクレーブ」

歯科用吸引装置

以下の装置を設置し診療中に発生する診療室内の飛沫粉塵の吸引を行っています

- 吸引配管
- フリーアームフォルテ-S

医療安全対策に関する取り組み

当院では安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、口腔外バキューム設置や器具の交換などを通じて院内感染に対する配慮をはじめ、各医療安全に関する指針の整備を行っています。

有床義歯内面適合法 歯科技工加算1及び2

当院では、不適合になった有床義歯に係る診療を行い、義歯を預かった日から2日以内に歯科技工士が床裏装を行う環境が整っています

義歯修理歯科技工加算1及び2

迅速な入れ歯の修理が出来る体制を整えるため、当院では歯科技工士を配置しています

歯科技工士連携加算1

歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料

義歯を6ヶ月再作製出来ない取扱い

入れ歯（同一の物）を新しく作った後、6ヶ月間は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。

歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています。

歯周病組織再生誘導手術

歯周病で歯周病組織の破壊がひどい場合に、歯周組織再生用の材料（保護膜）を使用し、歯周組織を回復させる治療を行っています。

クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理料を行っています

CAD/CAM冠

コンピューター支援設計・構造ユニット（CAD/CAM）を用いて小臼歯の冠を作成し、補綴治療を行っています。
※金属アレルギーの患者さんとはご相談ください

明細書発行体制等加算

マツダ病院